



昭島市

# 暴力団排除条例



昭島市暴力団排除条例が制定され、平成24年4月1日に  
施行されました。

## 条例制定の目的

暴力団が市民の生活や事業活動に介入することにより、  
市民や事業者に対して脅威を与えています。

このような社会情勢を踏まえ、暴力団排除の取組姿勢を  
明確にするために暴力団排除条例を制定しました。

## 条例の基本理念

- ・ 暴力団と 交際しない
- ・ 暴力団を 恐れない
- ・ 暴力団に 資金を提供しない
- ・ 暴力団を 利用しない

市民・事業者の皆様とともに暴力団排除活動に取り組みます。

昭島市・昭島警察署・暴力団追放運動推進都民センター  
昭島市安全・安心まちづくり推進協議会・連絡会

# 昭島市暴力団排除条例の概要

## 市の責務

市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察や関係機関との連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

## 市民及び事業者の責務

市民及び事業者の皆さんは、以下のことを行うよう努めます。

- ・暴力団排除活動に役立つ情報を得たときは、市や警察に情報を提供します。
- ・市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参加します。
- ・暴力団排除活動に、自主的に、そして、相互に連携して取り組みます。

## 不当要求行為に対する措置

暴力団員から市の職員に対する不当な要求は、これを拒否し、適正で円滑な職務の執行を確保するために必要な措置をとります。

## 市の事務事業における措置

市の公共工事や事務事業が、暴力団の利益にならないよう、市の全ての契約に関して暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置をとります。

## 公の施設における措置

市の公共施設の利用が、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に役立つと判断される場合は、公の施設の利用を拒むことができます。

## 広報及び啓発

暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が高まるよう、警察や関係機関と連携して、広報活動や啓発活動を行います。

## 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者の皆さんが、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、情報の提供、指導、助言などを行います。

## 青少年の教育等に対する支援

青少年の教育や育成に携わる人は、青少年が、暴力団に加入すること及び暴力団による犯罪の被害者になることを防止するため、指導や助言を行うよう努めます。